

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮するとともに、地域のバランス及び財政事情を考慮しながら実施していくことを基本とします。

なお、合併に伴い必要となる新庁舎は、新市の地形や人口の分布に配慮した位置に設置するものとし、支所となる旧庁舎等は、市民サービスの低下を招かないように十分に配慮し、必要な機能の整備を図っていきます。